愛知県立芸術大学音楽学部同窓会
≪支部補助金についての内規≫

１．申請

イ、所定の報告書に記入の上、各支部で報告された決算書を添えて９月末日までに提出する。

２．補助金の額

イ、各支部で納入（徴収）された年会費の合計額を補助金の額とする。
（千円未満切捨て）

ロ、最低額は３万円とし、上限は 20 万円とする。
但し、その支部の設立後８年目からは上限を１５万円、１１年目からは上限を 10 万円とする。
（平成 14 年度については移行処置として、10 年を超えた支部も１５万円を上限とする。）

ハ、支部新設の際は、準備資金として３万円を補助する。（１回限り）

３．別途、各支部主催演奏会の特別補助

１回の公演の会場費（附属設備料を含む）が 20 万円を越えるものについて、その越えた額を最高５万円まで補助する。※
複数の団体による共催の場合は、その越えた額を均等割した額とする。
但し、各支部につき２年間で１回を限度とする。
（1 年の期間は 11 月～翌年 10 月）

イ、申請
各支部より、原則として９月末日までに所定の書式で次年度（11 月～翌年 10 月）公演予算書を提出。

ロ、内定
役員会で検討して、可否をその支部に通知する。

ハ、決算報告
各支部より、会場費の領収書の写しを添えて、所定の書式で公演の決算報告書を提出する。

ニ、交付
役員会で検討して問題のないと認められた後、交付する。

４．以上につき疑問が生じた場合は協議する。

※本内規は、平成 14 年４月１日より施行する。